# 厚　生　常　任　委　員　会

# 資　　料

令和３年５月２５日（火）

福　祉　保　健　部

# 目　　次

**【議案】**　　頁

Ⅰ　議案第１号　令和３年度宮崎県一般会計補正予算　（第４号）　‥‥１
　　議案第２号　令和３年度宮崎県一般会計補正予算　（第５号）

Ⅱ　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
　　令和３年度宮崎県一般会計補正予算　（第３号）　‥‥９

【議案】

Ⅰ　議案第1号　令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）

　　議案第2号　令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

○歳出予算集計表（課別）　　（単位：千円）

| 会計名 | 課　　名 | 令和3年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 現計予算額 | 5月補正額（第4号） | 5月補正額（第5号） | 補正後の額 |
| 一般会計 | 福祉保健課 | 16,087,452 | 180,090 | 659,432 | 16,926,974 |
| | 指導監査・援護課 | 176,327 | | | 176,327 |
| | 医療薬務課 | 4,045,885 | | | 4,045,885 |
| | 国民健康保険課 | 29,530,867 | | | 29,530,867 |
| | 長寿介護課 | 21,796,527 | | | 21,796,527 |
| | 障がい福祉課 | 16,877,939 | | | 16,877,939 |
| | 衛生管理課 | 1,726,387 | | | 1,726,387 |
| | 健康増進課 | 20,865,633 | 1,380,160 | | 22,245,793 |
| | こども政策課 | 18,611,601 | | | 18,611,601 |
| | こども家庭課 | 6,221,972 | | | 6,221,972 |
| | 小　　計 | 135,940,590 | 1,560,250 | 659,432 | 138,160,272 |
| 特別会計 | 国民健康保険課（国民健康保険特別会計） | 114,542,975 | | | 114,542,975 |
| | こども家庭課（母子父子寡婦福祉資金特別会計） | 280,005 | | | 280,005 |
| | 小　　計 | 114,822,980 | 0 | 0 | 114,822,980 |
| 福祉保健部　合計 | | 250,763,570 | 1,560,250 | 659,432 | 252,983,252 |

# 令和3年度　新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

| | 感染拡大防止対策の推進 | 医療・福祉提供体制の確保・充実 | 新たな日常に応じた生活支援 |
|---|---|---|---|
| 当初 | **検査体制の確保**<br>◆受診相談センター運営費、PCR検査費用（衛環研）PCR検査機関への検査機器購入補助、地域外来・検査センター運営費、PCR検査公費負担　等<br>**感染拡大防止対策（設備整備支援等）**<br>◆介護施設等の簡易陰圧装置等の設置、濃厚接触者である子どもの受入れに要する経費、「ガイドライン」の遵守及び「新しい生活様式」の定着促進、児童養護施設等の個室化、感染症対策のかかり増し経費　等<br>**計1,367,774千円** | **医療提供体制の確保**<br>◆医療従事者派遣、搬送体制確保、調整本部運営、医療機関等との連携・情報共有体制の構築、受入病床確保・医療従事者特別手当・陰圧装置設備補助、軽症者宿泊療養施設の確保・運営等、入院患者宿泊施設患者の自己負担分の公費負担、医療機関・保健所等で使用する防護服整備　等<br>**介護・福祉サービス体制確保**<br>◆業務負担を軽減するための介護ロボット導入経費、感染者が発生した場合の介護・障がい福祉サービス提供に必要な経費補助　等<br>**ワクチン啓発等**<br>◆医療従事者等への接種確保、相談体制の確保<br>**相談体制**<br>◆自殺対策ワンストップ相談会、県民の心身の変調に対応するため電話や訪問による相談体制強化<br>**計16,653,577千円** | **生活困窮者・ひとり親家庭等支援**<br>◆福祉系高校の学生への修学資金等貸付金、住居失う恐れのある者に対する住居給付金、子ども食堂等を運営する団体に対する衛生用品等の購入支援、ひとり親家庭を支援する民間団体の活動経費の補助<br>**母子保健医療対策**<br>◆不妊治療等を受ける夫婦に対し、治療費等を助成、妊婦への検査と感染した妊産婦への訪問等による寄り添い支援<br>**計563,576千円** |
| 4月専決 | | | ◆生活福祉資金拡充<br>◆ひとり親世帯生活支援特別給付金<br>4月専決　1,257,110千円 |
| 4月補正 | ◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（日向市）<br>4月補正　154,467千円 | | |
| 5月専決 | ◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市）<br>5月専決　2,241,810千円 | | |
| 5月補正 | **◆感染症対策休業要請等協力金事業(福祉保健課)**<br>**839,522千円**<br>**◆ＰＣＲ検査体制等強化事業（健康増進課）**<br>**変異株ウイルス解析機器の導入**<br>**7,226千円** | **㊐新型コロナ感染症患者転院受入支援事業（健康増進課）**<br>**72,000千円**<br>**㊐自宅療養者に対する健康観察体制確保事業（健康増進課）**<br>**210,388千円**<br>**㊐新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業（健康増進課）**<br>**990,187千円**<br>**◆新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業（健康増進課）**<br>**100,359千円**<br>**5月補正　2,219,682千円** | |

# 感染症対策休業要請等協力金事業

福祉保健課

## １　目的・背景

新型コロナウイルスの感染が拡大する地域において、飲食店等に対する営業時間短縮要請を行うことによって早期の沈静化とともに県内への感染拡大防止を図る。

## ２　事業概要

（１）感染症対策休業要請等協力金（176,175千円：補助率9/10）

営業時間短縮要請に協力した店舗へ協力金を支給した市町村に対して補助を行う。

【協力金のスキーム】

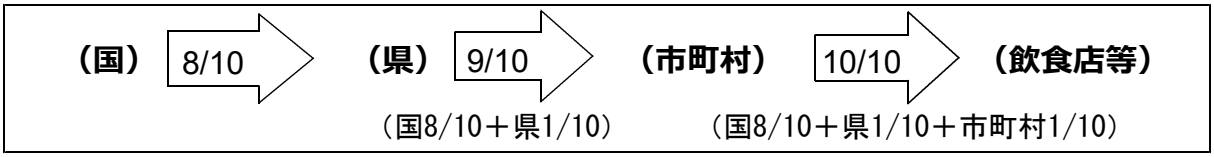


（２）感染防止対策事務費補助金（3,915千円：補助率10/10）

市町村の感染症対策休業要請等協力金の支給事務に要する経費を補助する。

（飲食店等に対する営業時間短縮要請）

対象地域：宮崎市

対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店等

要請期間：令和３年５月３日から５月23日まで

延長期間：令和３年５月24日から５月31日まで

（令和３年５月５日から５月31日までの27日間が協力金の支給対象期間）

要請内容：午前５時から午後８時までの間の営業

（酒類提供は午前11時から午後７時まで）

協力金額：中小企業　１日当たり売上高×０．３（2.5万円～7.5万円）

大企業　　１日当たり売上高減少額×０．４

（20万円又は１日当たり売上高×0.3のいずれか低い額が上限額）

○　売上高方式【中小企業の場合】

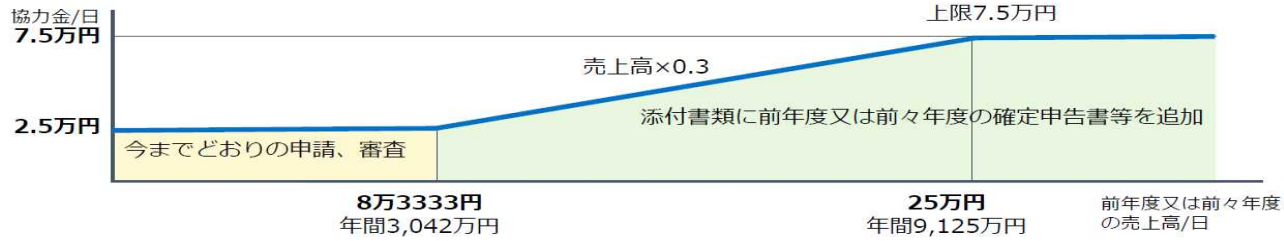


## ３　事業費

（千円）

| 補正前の額 | 補正額（要求額） | 財源内訳 | | | 補正後の額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 国庫支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 2,396,277 | 180,090 | 180,090 | | | 2,576,367 |

## ４　事業効果

市町村を通じて協力金を支給することにより、多くの飲食店等の営業時間短縮要請への協力が得られ、飲食・会食の場における感染リスクの低減が図られる。

# ㊐新型コロナウイルス感染症患者転院受入支援事業

健康増進課

## １　目的・背景

新型コロナウイルス感染症患者のうち、国の退院基準を満たした回復期以降も引き続き入院を必要とする患者の転院を積極的に受け入れる医療機関（後方支援医療機関）を支援する。

## ２　事業概要

県からの要請等に基づき、隔離解除後の患者の転院を受け入れた医療機関に対し、患者１名につき10万円を補助する。

## ３　事 業 費

７２，０００千円

（財源内訳）　　（千円）

| 国庫支出金 | そ　の　他 | 一 般 財 源 |
|---|---|---|
| 72,000 | 0 | 0 |

## ４　事業効果

新型コロナウイルス感染症の入院患者のうち、隔離解除となった患者の転院を促進することで、同感染症患者の入院受入に係る一連の流れの目詰まりを解消し、感染の更なる長期化や次の流行（クラスター発生）等に対応可能となるよう医療提供体制の強化を図る。

# ㊨自宅療養者に対する健康観察体制確保事業

健康増進課

## １　目的・背景

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品を配布する。

## ２　事業概要

（１）自宅療養者への健康観察体制の確保

自宅療養者に対し、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を行う。

（２）自宅療養者への食料等の生活支援

自宅療養期間中（約10日）の食料や生活用品の支援セットを配布するとともに、パルスオキシメーターの貸与等を行う。

## ３　事 業 費

２１０，３８８千円

（財源内訳）　（千円）

| 国庫支出金 | そ　の　他 | 一 般 財 源 |
|---|---|---|
| 210,388 | 0 | 0 |

## ４　事業効果

医師会や訪問看護ステーション等と連携し、健康観察を行うとともに、食料や生活用品の配布による生活支援を行い、自宅療養者へのフォロー体制の強化を図る。

# 高齢者向けワクチン接種の７月末完了にむけた市町村支援

健康増進課

## １　目的・背景

高齢者へのワクチン接種を加速するため、個別接種や集団接種を行う市町村を支援するとともに、県が広域集団接種を実施して７月末の完了を目指す。

## ２　事業概要

（１）㊐新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業

①　個別接種促進事業

休日に個別接種を行う医療機関に対する協力金

②　集団接種実施支援事業

ア　医療従事者の確保

・　県が単価を設定して医療従事者を公募

・　県設定単価の保証や居住する市町村外の集団接種に従事した場合の協力金

イ　時間外・休日の医療従事者派遣支援事業

・　時間外等の集団接種会場への医療従事者派遣に対する派遣元への協力金

ウ　広域集団接種実施事業

・　複数市町村を対象とした県主体の集団接種の実施

③　ワクチン接種研修事業

・　歯科医師、看護師がワクチン接種を行うための事前研修の実施

（２）新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業

接種後の副反応等の相談窓口として２４時間対応可能なコールセンターを設置

## ３　事 業 費

９９０，１８７千円（新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業）

１３６，２７３千円（新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業）

（財源内訳）　（千円）

| 国庫支出金 | そ　の　他 | 一 般 財 源 |
|---|---|---|
| 1,091,348 | 35,112 | 0 |

※　そ の 他：諸収入

## ４　事業効果

重症化リスクの高い高齢者へのワクチン接種を早期完了することで重症者等を減らすとともに、専門的相談体制を確保することにより、県民が安心してワクチン接種を受けられる体制を構築する。

## （１）新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業〈予算額　990,187千円〉（市町村支援）

### ①　個別接種の促進

**個別接種の促進**

**○休日の個別接種における医療機関への協力金の支給**
（１日　15 万円
半日　7.5万円）

### ②　集団接種の促進

**ア　医療従事者の確保**

**○新聞広告等を活用し、集団接種に従事する医師等の公募**
**○報酬単価（県設定）の保証**

| 支払 | ワクチン接種収入 |
|---|---|
| 医師への報酬(県単価) | 県支援 |

**○居住地以外への医療従事者の派遣における協力金の支給**
（医療圏外　３万円
医療圏内　1.5万円）

**イ　医療従事者の時間外・休日の派遣支援**

**○時間外・休日に医療従事者を集団接種に派遣した医療機関への協力金の支給**

**ウ　広域集団接種の実施**

**○７月末完了が困難な地域における県主催の集団接種の実施**

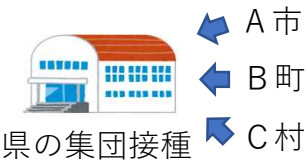


### ③　ワクチン接種研修の実施　（事業主体：県）

・県が公募等により確保した歯科医師、看護師に対し、実技を含めた研修を実施

## （２）新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業〈予算額　136,273千円（※うち5月補正100,359千円）〉

・副反応等コールセンターの２４時間化等

# 感染症対策休業要請等協力金事業

福祉保健課

## １　目的・背景

新型コロナウイルスの感染が拡大する地域において、飲食店等に対する営業時間短縮要請を行うことによって早期の沈静化とともに県内への感染拡大防止を図る。

## ２　事業概要

（１）感染症対策休業要請等協力金（645,097千円：補助率9/10）

営業時間短縮要請に協力した店舗へ協力金を支給した市町村に対して補助を行う。

【協力金のスキーム】

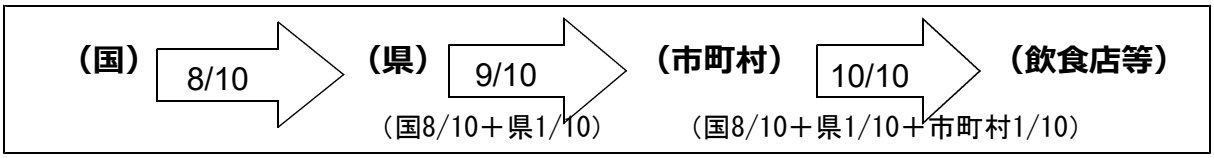


（２）感染防止対策事務費補助金（14,335千円：補助率10/10）

市町村の感染症対策休業要請等協力金の支給事務に要する経費を補助する。

（飲食店等に対する営業時間短縮要請）

対象地域：都城市、三股町

対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店等

要請期間：令和３年５月21日から６月10日まで

（令和３年５月23日から６月10日までの19日間が協力金の支給対象期間）

要請内容：午前５時から午後８時までの間の営業

（酒類提供は午前11時から午後７時まで）

協力金額：中小企業　１日当たり売上高×０．３（2.5万円～7.5万円）

大企業　　１日当たり売上高減少額×０．４

（20万円又は１日当たり売上高×0.3のいずれか低い額が上限額）

○　売上高方式【中小企業の場合】

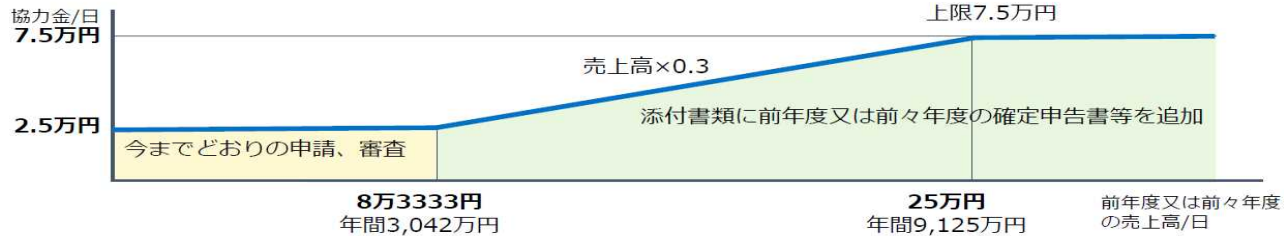


## ３　事業費

（千円）

| 補正前の額 | 補正額（要求額） | 財源内訳 | | | 補正後の額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 国庫支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 2,576,367 | 659,432 | 659,432 | | | 3,235,799 |

## ４　事業効果

市町村を通じて協力金を支給することにより、多くの飲食店等の営業時間短縮要請への協力が得られ、飲食・会食の場における感染リスクの低減が図られる。

## Ⅱ　専決処分の承認を求めることについて

（報告第１号関係）

令和３年度宮崎県一般会計補正予算（第３号）
令和３年　５月　４日　専決

### １　感染症対策休業要請等協力金事業の補正（福祉保健課）

①　補正前の額　　１５４，４６７千円
　　補　正　額　　２，２４１，８１０千円
　　補正後の額　　２，３９６，２７７千円

②　補正の理由　　飲食店等への営業時間短縮要請に伴い、市町村と連携して協力金を支給するため

③　財　　源　　国庫支出金

**宮崎市の営業時間短縮要請について**

**■目　　的：飲食店等に対する営業時間短縮要請を行うことにより、感染の早期沈静化と県内への感染拡大防止を図る。**

**■対象地域：飲食店等で複数のクラスターが発生している宮崎市を対象とする。**

**■対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）**

**○要請期間　　：５月３日（月）～５月２３日（日）**

**○協力金対象期間：５月５日（水）～５月２３日（日）**

**○要請内容　　：酒類の提供は午前１１時から午後７時までとし、午後８時から翌日午前５時までの間の営業を行わない。**

**○協力金額　　：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき売上規模別に店舗単位で支給**

# 本県の感染者数

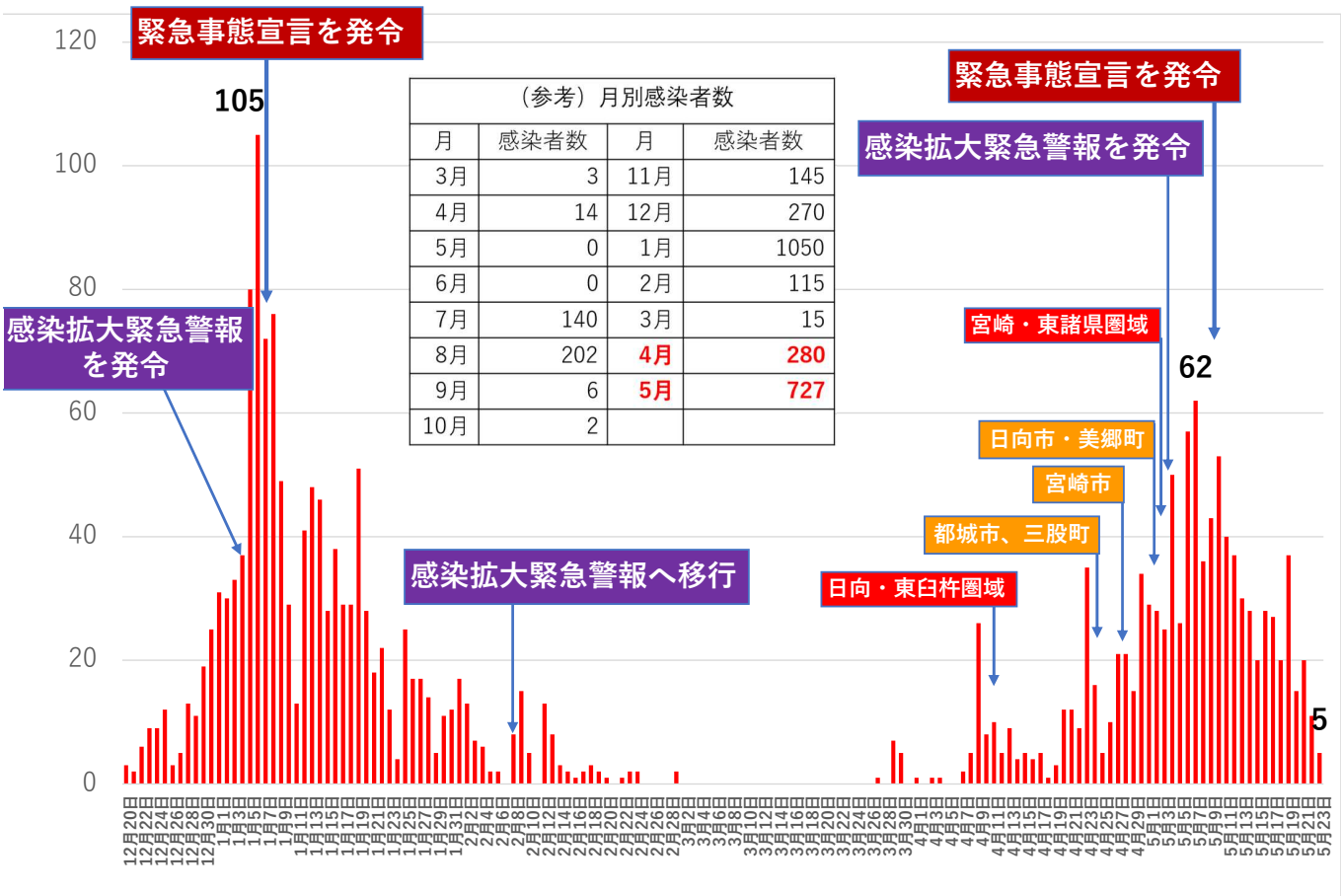


（参考）月別感染者数

| 月 | 感染者数 | 月 | 感染者数 |
|---|---|---|---|
| 3月 | 3 | 11月 | 145 |
| 4月 | 14 | 12月 | 270 |
| 5月 | 0 | 1月 | 1050 |
| 6月 | 0 | 2月 | 115 |
| 7月 | 140 | 3月 | 15 |
| 8月 | 202 | **4月** | **280** |
| 9月 | 6 | **5月** | **727** |
| 10月 | 2 | | |

# 本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数

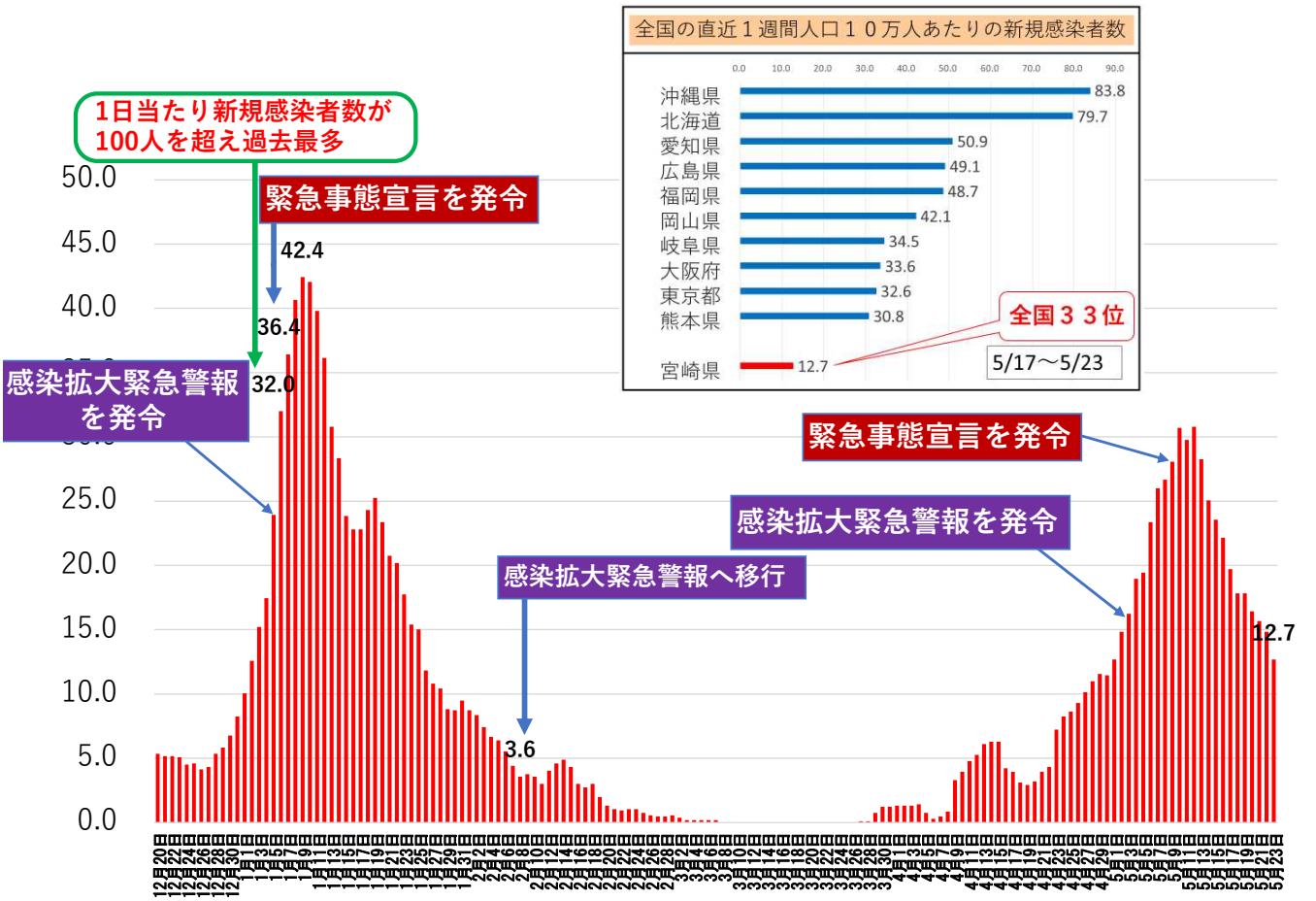
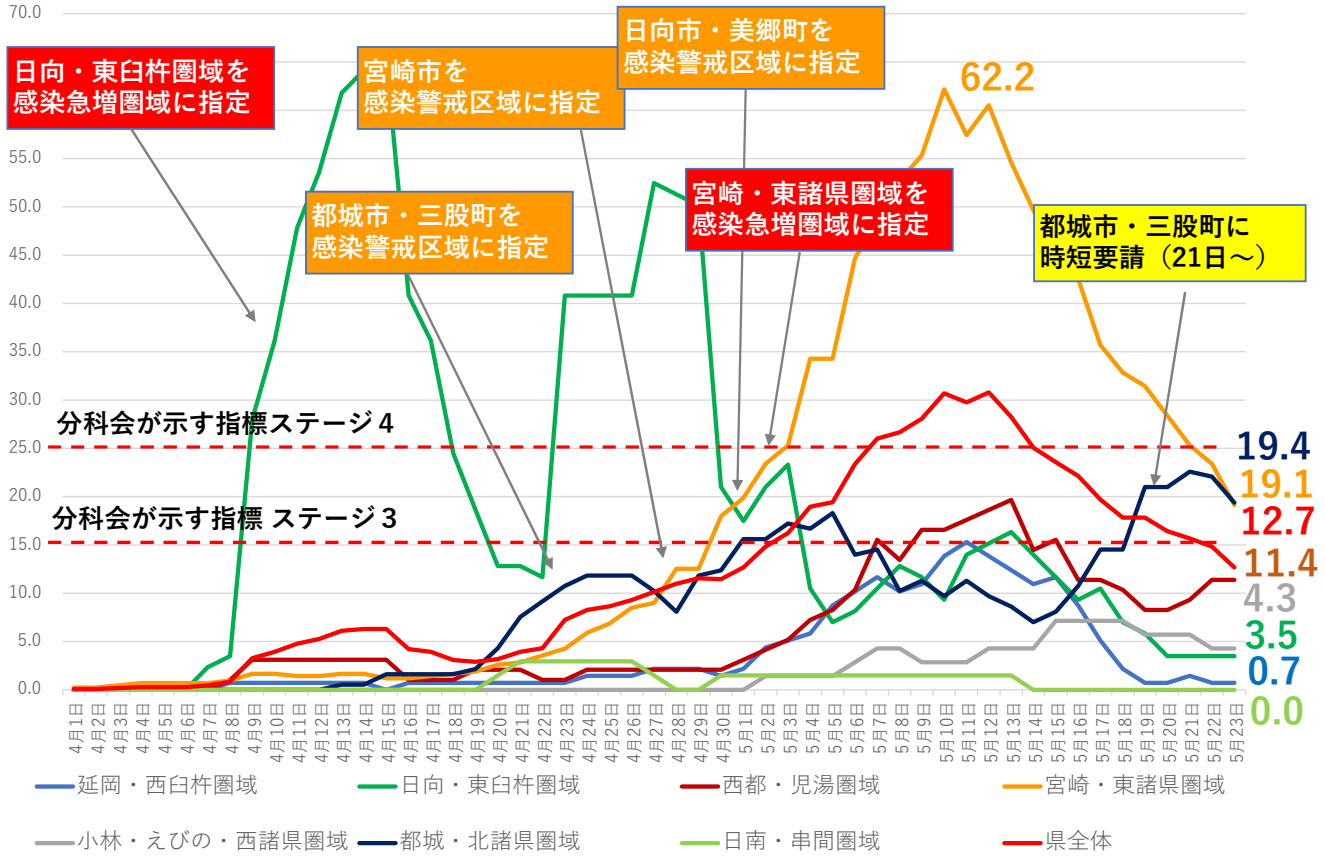
# 各圏域の感染状況
## （直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数）